

## 教育・保育提供区域の設定について

### 1. 教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域であり、「子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針（案）」において、市町村が策定する「子ども・子育て支援事業計画」の必須記載事項となっている。

市町村は、教育・保育提供区域ごとに「教育・保育施設」、「地域型保育事業」、「地域子ども・子育て支援事業」（13事業）の「量の見込み」、「確保方策」、「実施時期」を「子ども・子育て支援事業計画」に記載しなければならない。

### 2. 教育・保育提供区域の設定の基本的考え方

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件を勘案する。

現在の教育・保育の利用状況、施設の整備状況その他を勘案する。

小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域である。

教育・保育提供区域は「量の見込み」、「確保方策」、「実施時期」の記載単位となる。

教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。ただし、利用実態や事業展開などが大きく異なる場合、実態に応じて、子供の認定区分又は事業単位ごとに設定することができる。

### 3. 区域設定におけるメリット・デメリット

区域設定を広い範囲で設定する場合と狭い範囲で設定する場合のメリット、デメリットは以下の通りです。

区域の設定範囲	メリット	デメリット
 <p>広い</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">全 市</div> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">中学校区 を束ねた 区域</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市全域を 1 区域にするため、施設間、学校間のサービス提供が柔軟に対応しやすい。 例) 放課後児童クラブ</li> <li>・ 勤務地等の都合で居住エリア以外の施設・事業を希望するニーズを吸収できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市全域を 1 区域にすると、広い範囲で需給バランスを取るケースが出てくるため、サービス利用者は、居宅から遠くでサービスを受ける可能性が生じる。</li> </ul>
<p>狭い</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">中学校区</div> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;">小学校区</div> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 区域の範囲が狭まるため、保護者や子どもが入所可能な施設・事業が自宅周辺にある可能性が高くなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各区域において、「確保方策」を整備するため、区域を超えた施設間、学校間のサービス提供を柔軟に対応できない可能性が高くなる。</li> <li>・ 区域内の需給バランスが取れるよう施設整備しても、区域を超えた利用者が多くいる場合、非効率な施設整備・運営となる懸念が生じる。</li> <li>・ 細かい範囲で設定すると、教育・保育施設等がない区域、又は子どもが少なく教育・保育施設が供給過剰となる懸念が生じる。</li> </ul>

区域の設定範囲における区域数は、南あわじ市における区域数。

南あわじ市における学校区別別児童人口（0～5歳、平成25年度）

（人）

全域	中学校区 (6校区)		小学校区 (17校区)		幼稚園・保育園 (24施設)	
	2262	広田	272	広田	272	広田保育園
倭文		95	倭文	95	倭文保育園	
西淡		428	松帆	186	松帆南保育園	
					松帆北保育園	
			湊	72	湊幼稚園	
			辰美	121	津井幼稚園	
					阿那賀幼稚園	
					丸山幼稚園	
			西淡志知	49	志知幼稚園	
三原		869	榎列	235	榎列保育所	
					二宮保育所	
			八木	182	八木保育所	
			市	247	市保育所	
			神代	164	神代保育所	
			三原志知	41	志知保育所	
南淡		593	福良	143	ちどり保育所	
					福良保育園	
			賀集	179	賀集保育所	
			北阿万	134	北阿万保育所	
					さゆり幼稚園	
阿万	125	阿万保育所				
		灘	12	灘保育所		
沼島	5	沼島	5	ぬしま保育園		

南あわじ市保育所のあり方検討委員会「保育所（園）のあり方に関するアンケート調査〔参考資料〕」（平成25年度）等より作成

#### 4. 南あわじ市における教育・保育提供区域（案）

##### 教育・保育サービスに関する区域（案）

区域の設定	区域	理由
教育・保育給付 (施設、地域型保育事業)	1区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南あわじ市の面積、人口、現状の利用状況等を考慮し、市全域を1区域としてサービス提供を実施した方がよい効果が大きいと考えられる。</li> <li>・自宅に近いということのほか保護者の通勤経路から選択することが考えられ、複数の区域を設定しても自宅と利用施設の区域が一致しないケースも多くなることが想定される。</li> <li>・学校区で区域を設定すると、児童数の極端に少ない区域もあり、また、区域を超えた利用者が多くいる場合、非効率な施設整備・運営となる懸念が生じる。</li> <li>・幼稚園については、自宅に近いということだけでなく、各幼稚園の教育方針などで選択する保護者も多いことから、区内外に関わらず様々な地域から子どもが通園している。このため、区域を複数に分けることは、現在の幼稚園の利用実態と異なることとなる。</li> </ul>

##### 地域子ども・子育て支援事業に関する区域（案）

区域の設定	区域	理由
利用者支援事業	1区域	本庁や地域子育て支援拠点での実施が想定されるが、今後の国の議論を踏まえ、本市の利用者支援事業のあり方を検討する。
延長保育事業	1区域	教育・保育施設の在園児が対象であり、教育・保育サービスの提供と合わせて検討する必要があることから、教育・保育サービスの区域と合わせる。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	1区域	今後の国の議論を踏まえ、具体的な検討を行っていくこととなるが、性質上、区域を割って行う事業とは考えにくいことから、市全域を1つの区域として設定する。
多様な主体が本制度に参入することを促進する事業	1区域	今後の国の議論を踏まえ、具体的な検討を行う。事業の性質上、区域を割って行う事業とは考えにくいことから、市全域を1つの区域として設定する。
放課後児童クラブ	小学校区	各児童クラブの利用は、各小学校の在校児童が対象となるため、小学校区の区域として設定する。
子育て短期支援事業	1区域	本庁への申込みを通じて、広域での利用がなされていることから、市全域を1つの区域として設定する。
乳児家庭全戸訪問事業	1区域	対象者に対する訪問は、本庁から市域全体で実施しているもの

		であることから、市全域を1つの区域として設定する。
養育支援訪問事業	1区域	訪問等の支援は本庁から市域全体に実施しているものであることから、市全域を1つの区域として設定する。
地域子育て支援拠点事業	1区域	現在の利用形態として、地域を区切って利用されているわけではなく、市域内で広域的に利用されていることから、市全域を1つの区域として設定する。
一時預かり事業	1区域	保育所で実施している一時預かりは、在園児以外の広域的な利用も多く、市域全体で検討する必要があることから、市全域を1つの区域として設定していく。
病児・病後児保育事業	1区域	市域全体での広域利用を想定した事業実施となっており、市域全体で検討する必要があることから、市全域を1つの区域として設定していく。
ファミリー・サポート・センター事業	1区域	複数設置している事務局で市域全体の登録や利用調整などを広域の受入を実施していることから、市全域を1つの区域として設定する。
妊婦健診事業	1区域	妊婦健診の受診に係る助成は、すべての医療機関で受けたものを対象としていることから、市全域を1つの区域として設定する。

## 【参考】

### 南あわじ市の面積、人口

市の面積 229.23km<sup>2</sup>（平成25年10月1日現在）

市の人口 50,016人（平成26年4月末）

### 【参考】加古川市

- ・市の面積：138.51km<sup>2</sup>（平成26年1月1日）
- ・市の人口：267,148人（平成26年4月1日）
- ・保育・教育提供体制：3区域

## 資料

### 子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針（案）における 教育・保育提供区域に関する規定（抜粋）

#### 1 教育・保育提供区域の設定に関する事項

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。その際、教育・保育提供区域は、2の（二）の（2）に規定する地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

この場合において、教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。一方、教育・保育提供区域は、2の（二）の（2）に規定する地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となること等から、法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分（以下「認定区分」という。）ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる。

なお、市町村整備計画を作成する場合には、当該市町村整備計画に記載する保育提供区域（児童福祉法第五十六条の四の二第二項第一号に規定する保育提供区域をいう。）は、当該教育・保育提供区域と整合性が取れたものとする。